

【契約書別紙】（第一号通所事業・通所介護）

利用料

お支払いいただく料金の単価は下記のとおりです。

法定代理受領による場合、自己負担額は、介護保険負担割合証に基づく利用者負担割合に応じた額となります。

介護保険適用の場合であっても、保険料の滞納等により、法定代理受領が出来なくなる場合があります。その場合は、償還払いとなりますので、利用料に従って、利用者は事業者に対して料金の全額（10割）を一旦お支払いいただきます。その上で、利用者は区に対して、事業者負担分を請求します。

また、支給限度基準額を超えたサービスを利用した場合には超過分の全額（10割）を、介護保険適用が出来ない場合には料金の全額（10割）を、利用料に従って、利用者は事業者に対してお支払いいただきます。

（1）第一号通所事業

*利用ごとの合計単位数で計算するため、下記料金とは誤差が生じる場合があります。

ア 基本サービス料金

・規定回数入浴サービスを利用しない場合・月の途中で開始、終了する場合1回あたり

区分・内容	1回あたりの 料金	自己負担額 (1割)	自己負担額 (2割)	自己負担額 (3割)
事業対象者 要支援1 (週1回程度)	4,185円	419円	837円	1,256円
事業対象者 要支援2 (週2回程度)	4,305円	431円	861円	1,292円

※ 事業対象者とは、基本チェックリストにより日常生活支援総合事業の利用対象者と判定された方を言います。

※ 利用料の請求について、豊島区では要支援1（週1回程度）の方は4回/月まで、要支援2（週2回程度）の方は8回/月までが上限となります。

・要支援1で3回以上、要支援2で6回以上入浴した場合1月あたり

区分・内容	1月あたりの 料金	自己負担額 (1割)	自己負担額 (2割)	自己負担額 (3割)
事業対象者 要支援1 (入浴月3回 以上)	18,224円	1,823円	3,645円	5,468円
事業対象者 要支援2 (週2回程 度)	37,365円	3,737円	7,473円	11,210円

イ 各種加算料金

	加算項目	内 容	1月 あたりの 料金	自己 負担額 (1割)	自己 負担額 (2割)	自己 負担額 (3割)
	運動器機能向 上加算	機能訓練指導員等が運動機能 向上に係る個別計画を作成 し、これに基づくサービスの 提供と定期的な評価及び見直 しを実施した場合	2,452円	246円	491円	736円
	若年性認知症 利用者受入加 算	若年性認知症利用者ごとに個 別に担当者を定め、利用者の 特性やニーズに応じた介護サ ービスを提供した場合	2,616円	262円	524円	785円
	栄養アッセメ ント加算	管理栄養士と共同して栄養ア セスメントを実施し、当該利 用者又はその家族に対してそ の結果を説明し、相談等に必 要に応じ対応した場合	545円	55円	109円	164円

口腔機能向上 加算（Ⅰ）	口腔機能の低下している方またはおそれのある方に対し、看護師等が口腔機能向上のための計画を作成し、これに基づくサービスの提供と定期的な評価及び見直しを実施した場合	1,635 円	164 円	327 円	491 円
口腔機能向上 加算（Ⅱ） （原則3カ月以内、月2回を限度）	加算（Ⅰ）の取り組みに加え、口腔機能改善管理指導計画等の情報を厚労省へ提出し、口腔機能向上サービスの実施にあたって必要な情報を活用した場合	1,744 円	175 円	349 円	524 円
栄養改善加算 （原則3カ月以内、月2回を限度）	低栄養状態にある利用者またはそのおそれのある利用者に対して栄養改善サービスを行った場合	2,180 円	218 円	436 円	654 円
選択的サービス複数実施加算（Ⅰ）	選択的サービス（運動器機能向上サービス、栄養改善サービスまたは口腔機能向上サービス）の各サービスから2種類を組み合わせ実施した場合（この加算を算定した場合、運動器機能向上加算、栄養改善加算、口腔機能向上加算は、算定しません）	5,232 円	524 円	1,047 円	1,570 円
選択的サービス複数実施加算（Ⅱ）	選択的サービス（運動器機能向上サービス、栄養改善サービスまたは口腔機能向上サービス）の各サービスから3種類を組み合わせ実施した場合（この加算を算定した場合、運動器機能向上加算、栄養改善加算、口腔機能向上加算は、算定しません）	7,630 円	763 円	1,526 円	2,289 円
生活機能向上 連携加算（Ⅰ） （3か月に1回まで）	理学療法士等や医師からの助言を受けた上で、機能訓練指導員等が生活機能の向上を目的とした個別機能訓練計画を作成等した場合	1,090 円	109 円	218 円	327 円

生活機能向上 連携加算（Ⅱ）	訪問・通所リハビリテーションリハビリテーションを実施している医療提供施設）の理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・医師等が事業所を訪問し、共同して評価及び計画書の作成を行った場合	2,180円 （運動器機能向上加算を算定している場合） （1,090円）	218円 （109円）	436円 （218円）	654円 （327円）
口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ） （6ヶ月に1回）	6月ごとに利用者の口腔及び栄養状態について確認を行い、その情報を担当する介護支援専門員に提供した場合	218円	22円	44円	66円
口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ） （6ヶ月に1回）	6月ごとに利用者の口腔又は栄養状態のいずれかについて確認を行い、その情報を担当する介護支援専門員に提供した場合	54円	6円	11円	17円
科学的介護推進体制加算	利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況、心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出し、必要に応じて通所介護計画を見直すなど、サービスの提供にあたって上記の情報その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用した場合	436円	44円	88円	131円
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	下記①②いずれか ① 介護職員総数のうち介護福祉士を70%以上配置した場合	事業対象者 要支援1 （週1回程度） 959円	96円	192円	288円
	② 職員総数のうち10年以上の介護福祉士を25%以上配置した場合	事業対象者 要支援2 （週2回程度） 1,918円	192円	384円	576円
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	介護職員のうち介護福祉士を50%以上配置した場合	事業対象者 要支援1 （週1回程度） 784円	79円	157円	236円

			事業対象者 要支援2 (週2回程度) 1,569円	157円	314円	471円
サービス提供 体制強化加算 (Ⅲ)	下記①②いずれか ① 介護職員総数のうち介護 福祉士を40%以上配置 した場合 ② 勤続7年以上の職員を 30%以上配置した場合	事業対象者 要支援1 (週1回程度) 261円	27円	53円	79円	
		事業対象者 要支援2 (週2回程度) 523円	53円	105円	157円	
介護職員処遇 改善加算(Ⅰ)	所定の要件に沿った賃金改善 に関する計画を策定し、実施 した場合	該当するア、イの合計 単位数に1000分の 59を乗じて得た単位 数に地域区分単価を 乗じて得た額	左記の料金 の1割	左記の料金 の2割	左記の料金 の3割	
介護職員処遇 改善加算(Ⅱ)	所定の要件に沿った賃金改善 に関する計画を策定し、実施 した場合	該当するア、イの合計 単位数に1000分の 43を乗じて得た単位 数に地域区分単価を 乗じて得た額	左記の料金 の1割	左記の料金 の2割	左記の料金 の3割	
介護職員処遇 改善加算(Ⅲ)	所定の要件に沿った賃金改善 に関する計画を策定し、実施 した場合	該当するア、イの合計 単位数に1000分の 23を乗じて得た単位 数に地域区分単価を 乗じて得た額	左記の料金 の1割	左記の料金 の2割	左記の料金 の3割	
介護職員特定 処遇改善加算 (Ⅰ)	特定の要件に沿った職員の殊 遇改善計画を策定し実施した 場合	該当するア、イの合計 単位数に1000分の 12を乗じて得た単位 数に地域区分単価を乗 じて得た額	左記料金の 1割	左記料金の 2割	左記料金の 3割	
介護職員特定 処遇改善加算 (Ⅱ)	特定の要件に沿った職員の殊 遇改善計画を策定し実施した 場合	該当するア、イの合計 単位数に1000分の 10を乗じて得た単位 数に地域区分単価を乗 じて得た額	左記料金の 1割	左記料金の 2割	左記料金の 3割	

事業所評価加算	選択的サービス（運動器機能向上サービス、栄養改善サービスまたは口腔機能向上サービス）を行う、第一号通所事業サービス事業所で利用者の要支援状態の維持、改善の割合が一定以上となった場合	1,308 円	131 円	262 円	393 円
介護職員等ベースアップ等支援加算	処遇改善加算（Ⅰ）～（Ⅲ）のいずれかを取得しており、所定の要件に沿った賃金改善に関する計画を策定し、実施した場合	該当するア、イの合計単位数に 1000 分の 11 を乗じて得た単位数に地域区分単価を乗じて得た額	左記料金の 1 割	左記料金の 2 割	左記料金の 3 割
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	特定の要件に沿った職員の処遇改善計画を策定し実施した場合	該当するア、イの合計単位数に 1000 分の 92 を乗じて得た単位数に地域区分単価を乗じて得た額	左記の料金の 1 割	左記の料金の 2 割	左記の料金の 3 割
介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）	特定の要件に沿った職員の処遇改善計画を策定し実施した場合	該当するア、イの合計単位数に 1000 分の 90 を乗じて得た単位数に地域区分単価を乗じて得た額	左記の料金の 1 割	左記の料金の 2 割	左記の料金の 3 割
介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）	特定の要件に沿った職員の処遇改善計画を策定し実施した場合	該当するア、イの合計単位数に 1000 分の 80 を乗じて得た単位数に地域区分単価を乗じて得た額	左記の料金の 1 割	左記の料金の 2 割	左記の料金の 3 割
介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）	特定の要件に沿った職員の処遇改善計画を策定し実施した場合	該当するア、イの合計単位数に 1000 分の 64 を乗じて得た単位数に地域区分単価を乗じて得た額	左記の料金の 1 割	左記の料金の 2 割	左記の料金の 3 割

(2) 通所介護

*利用ごとの合計単位数で計算するため、下記料金とは誤差が生じる場合があります。

ア 基本サービス料金

区分・内容	通常規模型通所介護 1日(回)あたりの料金				
	3～4時間 未満	4～5時間 未満	5～6時間 未満	6～7時間 未満	7～8時間 未満
要介護1	4,033円	4,229円	6,213円	6,365円	7,172円
要介護2	4,610円	4,839円	7,335円	7,510円	8,469円
要介護3	5,221円	5,471円	8,469円	8,676円	9,810円
要介護4	5,809円	6,104円	9,592円	9,820円	11,150円
要介護5	6,409円	6,725円	10,725円	10,987円	12,513円

* 1割負担の方

区分・内容	自己負担額 (1割)				
	3～4時間 未満	4～5時間 未満	5～6時間 未満	6～7時間 未満	7～8時間 未満
要介護1	404円	423円	622円	637円	718円
要介護2	461円	484円	734円	751円	847円
要介護3	523円	548円	847円	868円	981円
要介護4	581円	611円	960円	982円	1,115円
要介護5	641円	673円	1,073円	1,099円	1,252円

***2 割負担の方**

区分・内容	自己負担額 (2割)				
	3～4時間 未満	4～5時間 未満	5～6時間 未満	6～7時間 未満	7～8時間 未満
要介護1	807円	846円	1,243円	1,273円	1,435円
要介護2	922円	968円	1,467円	1,502円	1,694円
要介護3	1,045円	1,095円	1,694円	1,736円	1,962円
要介護4	1,162円	1,221円	1,919円	1,964円	2,230円
要介護5	1,282円	1,345円	2,145円	2,198円	2,503円

***3 割負担の方**

区分・内容	自己負担額 (3割)				
	3～4時間 未満	4～5時間 未満	5～6時間 未満	6～7時間 未満	7～8時間 未満
要介護1	1,210円	1,269円	1,864円	1,910円	2,152円
要介護2	1,383円	1,452円	2,201円	2,253円	2,541円
要介護3	1,567円	1,642円	2,541円	2,603円	2,943円
要介護4	1,743円	1,832円	2,878円	2,946円	3,345円
要介護5	1,923円	2,018円	3,218円	3,297円	3,754円

イ 各種加算料金

	加算項目	内 容	1日(回) あたりの 料金	自己負担 額 (左記の料 金の1割)	自己負担 額 (左記の料 金の2割)	自己負担 額 (左記の料 金の3割)
	入浴介助加算 (Ⅰ)	施設の浴槽を利用して、入浴の介助を行った場合	436円	44円	88円	131円
	入浴介助加算 (Ⅱ)	自宅の浴室の環境等を踏まえた個別の入浴計画を作成し、個浴その他の利用者の居宅の状況に近い環境にて、入浴介助を行った場合	599円	60円	120円	180円
	中重度者ケア 体制加算	利用者総数のうち、要介護3以上の方が3割以上であり、介護職員または看護職員を基準より2名以上多く確保した上で、専従の看護師を配置した場合	490円	49円	98円	147円
	個別機能訓練 加算 (Ⅰイ)	機能訓練指導員等が共同して個別機能訓練計画を作成し、これに基づくサービスの提供と定期的な評価及び見直しを実施した場合	610円	61円	122円	183円
	個別機能訓練 加算 (Ⅰロ)	個別機能訓練加算(Ⅰイ)に加え機能訓練指導員をサービス提供時間通じて配置した場合	828円	83円	166円	249円
	個別機能訓練 加算 (Ⅱ) (月1回まで)	加算(Ⅰ)に加えて、個別機能訓練計画等の内容を厚生労働省に提出し、フィードバックを受けている場合	218円	22円	44円	66円
	生活機能向上連 携加算(Ⅰ)(3 か月に1回まで)	理学療法士等や医師からの助言を受けた上で、機能訓練指導員等が生活機能の向上を目的とした個別機能訓練計画を作成等した場合	1,090円	109円	218円	327円

生活機能向上連携加算（Ⅱ）	訪問・通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士等が事業所を訪問し、共同して個別機能訓練計画書を作成した場合	2,180 円	218 円	436 円	654 円
口腔機能向上加算Ⅰ （月2回まで）	口腔機能の低下している方またはおそれのある方に対し、看護師等が口腔機能向上のための計画を作成し、これに基づくサービスの提供と定期的な評価及び見直しを実施した場合	1,635 円 （1回につき）	164 円	327 円	491 円
口腔機能向上加算Ⅱ （月2回まで）	口腔機能向上加算Ⅰの取組に加え、口腔機能改善管理指導計画等の情報を厚生労働省に提出し、口腔機能向上サービスの実施にあたって当該情報その他口腔衛生の管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している場合	1,744 円	175 円	349 円	524 円
栄養アセスメント加算	管理栄養士と共同して栄養アセスメントを実施し、当該利用者又はその家族に対してその結果を説明し、相談等に必要に応じて対応した場合	545 円	55 円	109 円	164 円
栄養改善加算 （月2回まで）	低栄養状態にある利用者またはそのおそれのある利用者に対して栄養改善サービスを行った場合	2,180 円 （1回につき）	218 円	436 円	654 円
口腔・栄養スクリーニング加算 （Ⅰ） （6ヶ月に1回）	6月ごとに利用者の口腔及び栄養状態について確認を行い、その情報を担当する介護支援専門員に提供した場合	218 円	22 円	44 円	66 円
口腔・栄養スクリーニング加算 （Ⅱ） （6ヶ月に1回）	6月ごとに利用者の口腔又は栄養状態のいずれかについて確認を行い、その情報を担当する介護支援専門員に提供した場合	54 円	6 円	11 円	17 円

認知症ケア専門加算	利用者総数のうち、認知症高齢者の自立度Ⅲ以上の方が2割以上であり、介護職員または看護職員を基準より2名以上多く確保した上で、認知症介護に係る専門的な研修の修了者を配置した場合	654 円	66 円	131 円	197 円
科学的介護推進体制加算	利用者ごとの ADL 値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況、心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出し、必要に応じて通所介護計画を見直すなど、サービスの提供にあたって上記の情報その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用している場合	436 円	44 円	88 円	131 円
ADL 維持等加算(Ⅰ)	ADL 値を測定し、測定した日が属する月ごとに厚生労働省に提出している場合	327 円	33 円	66 円	99 円
ADL 維持等加算(Ⅱ)	ADL 維持等加算(Ⅰ)を満たし、さらに改善がある場合	654 円	66 円	131 円	197 円
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	下記①②いずれか ① 介護職員総数のうち介護福祉士を 70%以上配置した場合 ② 職員総数のうち 10 年以上の介護福祉士を 25%以上配置した場合	239 円	24 円	48 円	72 円
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	介護職員のうち介護福祉士を 50%以上配置した場合	196 円	20 円	40 円	59 円
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	下記①②いずれか ① 介護職員総数のうち介護福祉士を 40%以上配置した場合 ② 勤続 7 年以上の職員を 30%以上配置した場合	65 円	7 円	13 円	20 円

介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	所定の要件に沿った賃金改善に関する計画を策定し、実施した場合	該当するア、イの合計単位数に1000分の59を乗じて得た単位数に地域区分単価を乗じて得た額	左記の料金の1割	左記の料金の2割	左記の料金の3割
介護職員処遇改善加算（Ⅱ）	所定の要件に沿った賃金改善に関する計画を策定し、実施した場合	該当するア、イの合計単位数に1000分の43を乗じて得た単位数に地域区分単価を乗じて得た額	左記の料金の1割	左記の料金の2割	左記の料金の3割
介護職員処遇改善加算（Ⅲ）	所定の要件に沿った賃金改善に関する計画を策定し、実施した場合	該当するア、イの合計単位数に1000分の23を乗じて得た単位数に地域区分単価を乗じて得た額	左記の料金の1割	左記の料金の2割	左記の料金の3割
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	特定の要件に沿った職員の処遇改善計画を策定し実施した場合	該当するア、イの合計単位数に1000分の12を乗じて得た単位数に地域区分単価を乗じて得た額。	左記料金の1割	左記料金の2割	左記料金の3割
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）	特定の要件に沿った職員の処遇改善計画を策定し実施した場合	該当するア、イの合計単位数に1000分の10を乗じて得た単位数に地域区分単価を乗じて得た額。	左記料金の1割	左記料金の2割	左記料金の3割

通所介護感染症災害3%加算	延べ利用者数の減が生じた月の実績が前年度の平均延べ利用者数から5%以上減少している場合。	3か月間、基本報酬の3%の加算を行う。 (特別の事情があると認められる場合は一回の延長をする。)	左記料金の1割	左記料金の2割	左記料金の3割
介護職員等ベースアップ等支援加算	処遇改善加算(Ⅰ)～(Ⅲ)のいずれかを取得しており、所定の要件に沿った賃金改善に関する計画を策定し、実施した場合	該当するア、イの合計単位数に1000分の11を乗じて得た単位数に地域区分単価を乗じて得た額	左記料金の1割	左記料金の2割	左記料金の3割
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	特定の要件に沿った職員の処遇改善計画を策定し実施した場合	該当するア、イの合計単位数に1000分の92を乗じて得た単位数に地域区分単価を乗じて得た額	左記料金の1割	左記料金の2割	左記料金の3割
介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	特定の要件に沿った職員の処遇改善計画を策定し実施した場合	該当するア、イの合計単位数に1000分の90を乗じて得た単位数に地域区分単価を乗じて得た額	左記料金の1割	左記料金の2割	左記料金の3割
介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	特定の要件に沿った職員の処遇改善計画を策定し実施した場合	該当するア、イの合計単位数に1000分の80を乗じて得た単位数に地域区分単価を乗じて得た額	左記料金の1割	左記料金の2割	左記料金の3割
介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	特定の要件に沿った職員の処遇改善計画を策定し実施した場合	該当するア、イの合計単位数に1000分の64を乗じて得た単位数に地域区分単価を乗じて得た額	左記料金の1割	左記料金の2割	左記料金の3割

<減算項目>高齢者虐待防止措置未実施減算、業務継続計画未策定減算、人員配置基準欠如減算

事業所が送迎を行わない場合は、片道につき52円（2割負担の方103円、3割負担の方154円）減算されます。

※ 介護支援専門員が作成するサービス提供票に基づき請求させていただきます。

※ 料金は、介護保険法に基づき算出いたします。

※ 業務継続計画未策定減算については、感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの間適用しません。

※ 介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算については、令和6年5月31日まで算定します。

※ 介護職員等処遇改善加算は、令和6年6月1日より算定します。

(4) 全額自己負担分

・昼食材料費	1食あたり	710円
・おやつ材料費	1食あたり	50円
・活動材料費	材料費の実費	
・コピー代	1枚につき	10円
	(両面コピーの場合は1枚につき	20円)

※当日早退等の理由により、食事提供のサービスを受けなかった場合にも、昼食材料費及びおやつ材料費として760円を徴収させていただきますので、ご了承ください。

※紙おむつ・紙パンツ・パット等を使用の方は、各自ご持参ください。